

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（衆第

二一号）（衆議院提出）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、六箇月以内の期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができるものとする。
- 二、成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができるとする。
- 三、成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができるものとする。ただし、3の行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 1 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 2 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- 3 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（1及び2の行為を除く。）

四、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。